

お客様各位

10月に入り、季節外れの真夏日や大型台風の上陸など、なかなか秋の情緒が味わえないなど思っていたらいきなり寒くなり、なにか日本の先行きを暗示しているような異常気象が続いております。

さて、政府は10月1日の閣議で、2014年4月から消費税率8%への引き上げを決定しました。この消費税引き上げは橋本内閣で1997年4月に3%から現行の5%に引き上げて以来、17年ぶりのことです。

この引き上げは、経済再生と財政健全化を両立させるために行われるとのこと。

民間では、同じように経営再生と財政健全化を目指したJALが稲盛和夫氏のフィロソフィ（経営哲学）とアメーバ経営（部門別採算）により、「JAL再上場」という偉業を成し遂げました。

彼の次の言葉が、私たちに大切ななにかを語りかけているような気がします。

「JALの社員は悪くない。会社をつぶしたのは一部の経営陣。社員は、十分つらい目にあっている。どんなに立派な再生計画を立てても、それを実行するのは社員なのだから、彼らがうつむいたままでは再建は失敗したはずです」

私達も上を向いて、自助力を身に付けるとともに、日本再建に少しでも貢献できるよう努力してまいりましょう。

須黒会計インフォメーション

平成25年11月号

I N D E X

1. 【会計情報】 **本当の黒字決算企業は実は少ない**
2. 【会計税務】 **中小企業の事業承継税制の行方**
3. 【税務相談室】 **親子間の取引は要注意**
4. 【ヒント・ヒント】 **パウハラ**
5. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

1. 【会計情報】 **本当の黒字決算企業は実は少ない**

「税金はできるだけ少なくしたい」との願いは万人に共通するものですが、企業、特に中小企業にとっては、いかに節税対策をするかは、経営財務に深く関係します。

合法的な節税によるキャッシュを経営資金に回すことが出来れば、更なる企業の成長にもつながりますし、会社に少しでも多くのお金を残すことができれば、いざという時の備蓄にもなります。

しかし、最近ではこれらの節税対策よりも決算にあたって、赤字決算となるか、黒字決算で終えるか判断に迫られている企業が多いとのデータが出ております。

東京国税局管轄での平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの事業年度分について、平成 24 年 7 月 31 日までに申告のあった法人の統計表が国税局より発表されました。

統計データによると、利益計上法人、つまり黒字決算の企業は、申告法人数約 83 万社のうち約 21 万社です。割合としては約 25%です。私たちが実際に黒字企業の実態を見ると、主たる営業活動から発生する利益（営業利益）は、もう少し厳しいような感じがいたします。

<http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/tokei/h23/hojin.htm>

4-1（4）法人数等の状況参照

2. 【会計税務】 **中小企業の事業承継税制の行方**

平成 21 年度の税制改正で、非上場株式についても相続税・贈与税の場面で農地の納税猶予に似た納税猶予制度が設けられました。しかし、現在まで約 500 件程しか適用事例はありません。そこで、今年度の税制改正でこの制度を利用しやすくしました。

・本制度と目的

この制度は、現経営者が後継者の方へ株式（自社株）を譲渡等する際に、もともと所有している株式を含めて発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの株式について納税が猶予（贈与税は 100%部分、相続税は 80%部分）される制度です。

また、この制度の目的は、中小企業の事業承継の円滑化を図り、企業を継続させることにより雇用維持を守ることとされています。

・要件の改正点

1. 事前確認の廃止～経済産業大臣に対する事前確認は不要となりました。2. 親族外の承継～この制度で、親族外（例えば社員）の中から後継者を選ぶことが可能となりました。3. 雇用維持要件の緩和～5年間毎年、従前の雇用の80%を維持しなければならなかったものが、5年平均で80%へと緩和されました。4. 利子税の負担の軽減～5年超にわたり事業継承していれば5年間分の利子税が免除になります。また、利子税が2.1%から0.9%に下がります。5. 事業再生の際の救済措置～一定の事業再生の場合も、納税猶予額の一部が免除されることとなります。6. 役員の退任要件の緩和～代表者を退任すれば、その他の役員として残ることが可能となります。7. 債務控除の取扱いの変更～経営者の債務・葬式費用は自社株以外の相続財産から控除できることになり現行よりも納税猶予額が多くなります。

・適用時期

前期のうち1については今年4月から、その他は平成27年1月からの適用となります。なお、2、4、5、6は既適用者にも適用が可能となります。

3. 【税務相談室】親子間の取引は要注意

Q. 今日義理の叔父が貸家を売るとの話があり、微妙な取引なのでご相談に伺いました。

A. お久しぶりです。微妙とはどういう？

Q. 叔父は20年以上前に自宅の近くに戸建て住宅を購入し、結婚した娘夫婦に家賃5万円で貸していました。最近勤務先の景気が良くなったのか娘の夫が自分たちの住んでいる住宅を買いたいと叔父に申し出ました。高齢になった叔父は、相続対策もあって周辺の財産整理をしたい意向であったのか売却について相談に応じました。

相場も知りたいので、近隣の不動産屋に行くと、周辺の取引実績から空き家状態であれば1500万円が相場だと教えられました。

A. 先程、微妙と仰ったのは親族間の取引のことですね。親子間の取引は意外と難しいのですよ。

Q. 叔父は時価の半分以上で売却すれば贈与税とか問題ないのではといい、800万円という金額で如何なものかと私に相談をしてきました。

私も無責任な回答をするわけにもいかず、研究時間を頂きたいと断ってここに来たわけです。

A. そうでしたか。他人に売却なら相対取引で取引が完了するのですが親族間だと私情が介入しますよね。その場合、税法には課税の公平という原則があり、時価より低廉な価格で購入したときその差額に対し贈与税がかかるとされています。税法慣用語でみなし贈与といわれています。

す。

Q. 成程、いろいろ知らない世界があるものですね。

A. 贈与税がいくら課税されるか、購入価格以前に基本は時価です。税務署窓口で勉強の意味を含めて相談した上で、申告する方が無難かなと思います。

4.【ヒント・ヒント】 **パウハラ**

パワーハラスメントにならない叱り方を、ライフバランスマネジメント研究所代表の渡部卓氏が書いています。部下を叱る時の心得は「かりてきたネコ」で叱る。(か)感情的にならない。(り)理由を話す。(て)手短に。(き)キャラクター(性格や人格)に触れない。(た)他人と比較しない。(ネ)根に持たないようにする。(コ)個別に叱る。叱る際は傾聴を心がけて、背広を脱ぐなど無用な威圧感を与えないような工夫もしたい。話すときの主語は「私」にして、「私はあなたのミスが残念だ」などと表現すれば反発を招きにくい。「あなたが不注意だから」など二人称から始めると、本人は余計に責められる印象を持つ。

日経ビジネス所載。

5.【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、
須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所
株式会社リードコンサルト
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16
銀座アピタシオン 701・1004
TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788
E-MAIL : info@suguro-tax.jp
URL : <http://www.suguro-tax.jp>
URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////